

イギリス（イングランド及びウェールズ）における離婚後の親権制度¹

田巻帝子（新潟大学准教授）

- I. イギリスの社会及び家族
- II. イギリス法における「親権」
- III. 親の離婚／別離後の「親権」制度
- IV. その他：「親権」行使に関する公的機関の関与

【資料1】子の親及び親以外の者による「親の責務 PR」取得

【資料2】親であることと PR 保持の必要・十分条件別にみた「親権」行使内容

I. イギリスの社会及び家族

1. 家族をめぐる社会状況

(1) イギリスの地域と人口

イギリス(ここでは連合王国 United Kingdom を指す)はイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの四つの「国 countries」(公式の統計などでもそのように表記される)から構成されているが、直近の人口²は、それぞれ次のとおりである：イングランドは 53,865,800 人(イギリス全人口の 84%)、スコットランドは 5,327,700 人(同 8%)、ウェールズは 3,082,400 人(同 5%)、北アイルランドは 6,100 人(同 3%)。イギリス全体で前年度非 0.63% 増の 64,105,600 人である。この数字は、10 年前から約 500 万人増加、1964 年からは 1,000 万人以上の増加を意味する。

人種・民族・国籍は多様化する一方であるが各地域によって内訳は異なり、最も多様性が顕著な地域はロンドンであり、白人のイギリス人 White British は 5 割に満たない。逆にウェールズ地方は 9 割以上が白人のイギリス人である³。

¹ 全体に関する参考文献として、田巻帝子「イギリス」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』(日本評論社、2014) 1-30 頁。

² 年次中間報告として、6 月 30 日時点の人口概算値による公的な年次人口統計が Office for National Statistics から公表されている。最新の 2013 年統計が 2014 年 6 月 24 日に公表された。
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/2013/index.html>

³ 2011 Census: Ethnic group, local authorities in England and Wales, table KS201EW, 2011 Census: Key Statistics for local authorities in England and Wales, 2011 年 3 月 27 日現在データ、2012 年 12 月 11 日公表。

(2) カップル・家族の状況

(i) 家族・世帯数

2013年のイギリス全体の世帯数は2,640万世帯で、うち29%が単身世帯、20%が4人以上の大世帯と二極化している⁴。単身世帯は2001年の700万から10年間で750万に増加しており、2010年の単身世帯者の年齢層内訳をみると、16～24歳の若者が3%に過ぎないのに対し、75歳以上の高齢者層は45%を占めており、高齢者の単身世帯が多いことがわかる。

(ii) 家族・世帯の形態

家族・世帯の形態（種類）に関する統計では、法的な結びつきのあるカップルとして法律婚の異性間カップル（夫婦）と同性パートナーシップ（Civil Partnership）登録の同性間カップル、事実婚あるいは同棲関係のそれぞれ異性間カップルと同性間のカップル、ひとり親の家族として母親のみの家庭と父親のみの家庭、とに分類され、それぞれ子の有無（扶養する子と独立した子）についての調査となっている。以下の[表 I - 1]は、異性間・同性間のカップル及びひとり親の形態別の家族数について子の有無と併せて2013年の統計をまとめたものである。全体的に前年とほとんど差がなく、またひとり親家族の9割以上は母ひとり親の家族である。また、以下の[表 I - 2]から、扶養する子がいる異性間カップル（婚姻・同棲）とひとり親家族とを比べると、婚姻カップル家族は他の形態の家族に比べ、2人以上の扶養する子が多い結果となっている。

[表 I - 1] 2013年の子の有無とカップル形態別家族数

(単位：1,000人)

形態別家族	子なし	独立子のみ	被扶養子	計
異性間婚姻カップル	11,805 (11,872)	18,580 (18,327)	5,693 (5,486)	36,077 (35,684)
同性パートナー登録 カップル	113 (119)		29 (21)	142 (140)
異性間同棲カップル	3,101 (3,263)	4,365 (4,188)	450 (422)	7,916 (7,873)
同性間同棲カップル	170 (132)		19 (20)	189 (152)
母ひとり親	—	4,731 (4,997)	1,762 (1,711)	6,493 (6,708)
父ひとり親	—	433 (446)	523 (482)	956 (927)
全家族合計	15,773 (15,374)	28,157 (27,998)	8,112 (8,438)	51,773 (51,485)

※ 括弧内は2012年数値：イギリス全体

※ 出典：Labour Force Survey, 2013, Office for National Statistics, table 2. Table 2: People in families by family type and presence of children United Kingdom, 1996-2013より作成

⁴ Statistical bulletin: Families and Households, 2013, Office for National Statistics, <http://www.ons.gov.uk/ons/rel/family-demography/families-and-households/2013/index.html>

[表 I - 2] 2013 年の家族形態別にみる被扶養子のいる家族における子の数

(単位：%)

形態別家族	子 1 人	子 2 人	子 3 人以上
異性間婚姻カップル	40	44	16
異性間同棲カップル	53	33	13
ひとり親	58	31	11

※ イギリス全体

※ 同性パートナーシップ登録のカップル及び同性間同棲カップルの家族における被扶養子の数は合計しても被扶養子全体数の 1% に満たないため、統計には組み入れられていない。

※ 出典：Labour Force Survey, 2013, Office for National Statistics, Figure 2. Families with dependent children by family type and number of dependent children, UK, 2013 より作成

(iii) 婚姻と同性パートナーシップ

これまではカップルの法的な結びつきの制度は異性間のみの婚姻と婚姻に準ずる同性間のみの同性パートナーシップ登録だけであったが、2013 年に同性間の婚姻を認める立法がなされ、本年 3 月 29 日から施行されている。以下は直近のデータである。

異性間の婚姻については（イングランド及びウェールズ）⁵、前年比 5.3% 増の 262,240 組であった。今回の調査に見られる主な特色として、①全体の 67% は初婚同士、15% は再婚同士、19% は一方が再婚、②婚姻件数が高いのは男女とも 25～29 歳の年齢層である（男性の 25%、女性の 30%）、③婚姻した者全体の平均年齢は男性が 36.5% で女性が 34%、④男女とも前年に比べて 65～69 歳の年齢層で婚姻件数が大幅に伸びている（男性は 25% 増、女性は 21% 増加）などが挙げられる。

同性間の婚姻については、法施行後の 3 月 29 日から 6 月 30 日までの約 3 ヶ月間で 1,409 組が届出をしており（最初の 3 日間で 95 組）、その内 56% は女性同士の婚姻（796 組）で 44% が男性同士の婚姻（613 組）である⁶。

同性間のパートナーシップ登録（Civil Partnership）をしているカップルについては 2012 年統計で前年比 3.6% 増の 7,037 組となっている（イギリス全体）⁷。政府は当初、2005 年 12 月から施行の同制度を利用するカップル件数を 2010 年までに 11,000～22,000 組と見込んでいたが、実際には 2010 年までに 50,000 組ほどのカップルが登録をしている。男女比についてはほぼ同程度で年によって若干のばらつきがあるが、これまでの総数からみる

⁵ Office for National Statistics の Marriages in England and Wales (provisional)、2014 年 6 月 11 日公表。

<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/vsobl/marriages-in-england-and-wales--provisional-/2012/index.html>

⁶ イギリスの同性婚に関する初めての統計である。Office for National Statistics の Marriages in England and Wales (provisional), for same sex couples Q1 and Q2 2014 Release から抜粋したもので、2014 年 8 月 21 日公表。

<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/vsobl/marriages-in-england-and-wales--provisional-/for-same-sex-couples-q1-and-q2-2014/sty-same-sex-marriages.html>

⁷ Office for National Statistics の Civil Partnership Statistics の一部として 2013 年 10 月 8 日に公表されたもの。

Release <http://www.ons.gov.uk/ons/rel/vsobl/civil-partnership-statistics--united-kingdom/2012/sty-trends-in-civil-partnerships.html>

と男性同士のパートナーシップ登録の方が女性同士のパートナーシップ登録より多い。

(iv) 離婚 (divorce) とパートナーシップ登録の解消 (dissolution)

離婚数 (イングランド及びウェールズ) については⁸、2003 年から 2009 年に減少傾向であったが (153,065 件から 113,949 件へ)、2010 年に前年比 4.9%の増加がみられ、2012 年の離婚数は 118,140 件で前年より 0.5%増加している。今回の調査に見られる主な特色として、①1 時間に 13 組が離婚、②約半数が婚姻から 10 年以内に離婚、③離婚手続の申立者 65%が女性、④60 歳以上の男性 9,703 人、女性 6,026 人が離婚、⑤7 組に 1 組の離婚の原因は不貞行為、⑥「遺棄」が離婚原因の件数はわずか 1%以下の 719 件、⑦離婚当事者の平均年齢は男性が 45 歳、女性が 42 歳と、離婚数が最多の年齢層は男女とも 40～44 歳であった。

他方、同性パートナーシップ登録解消数 (イギリス全体：上記登録数の統計と同データ) は、2011 年で 711 件、前年は 522 件、前々年は 353 件と年々大幅に増加している。特にイングランド及びウェールズの地域で増加していることに起因する。また 2012 年末までに、男性同士のパートナーシップ登録の 3.2%が、女性同士のパートナーシップ登録の 6.1%が解消されており、女性同士の方が男性同士より解消する割合が高い結果となっている。

2. 家族をめぐる法制度

(1) 総論⁹

(i) イギリス法制度と立法

イギリス (以下、法域を同一にするイングランド及びウェールズを指す) の法制度は、周知のとおり英米法系 (コモン・ロー系) の中心といえる。家族関係を規定する法は、例えば日本の民法のような一つの体系的な法に組み入れられておらず、基本法と連動する各種の「家族に関する」立法 (改正法を含む) が複雑に入り組んでおり、現在も制定法の定めがない部分は (先例を法源とする) コモン・ローやエクイティによる判断がなされている。法の改正は、当該事項を直接規定する新法が立法される場合 (手続規則 procedure rule や制定法的文書 statutory instruments を含む) もあれば、新法の制定により従来の法の一部を改廃したり新たな条項を追加したりする場合もある。それゆえ、イギリス法は「パッチワーク」のような法と喩えられる。

1989 年人権法 (Human Rights Act 1989) の制定により、欧州人権裁判所で争われた欧州人権条約違反を争点とする事項を自国内で処理できるようにした。言い換えれば、欧州人権裁判所で出された判断に合致する対応 (立法や政策等) をとる必要があるということ

⁸ Statistical bulletin: Marriages in England and Wales (Provisional), 2011, Office for National Statistics on 26 June 2013, <http://www.ons.gov.uk/ons/rel/vsobl/marriages-in-england-and-wales--provisional-/2011/index.html>

⁹ 本節は田巻・前掲注 1) 4-7 頁とほぼ同内容であり、同書の脚注も参考にされたい。

である。

(ii) イギリス家族法の動向と考え方

他の諸外国同様に、イギリスの家族ももはや「伝統的な家族」（男女一对の婚姻カップルとその未婚の子からなる核家族をモデルとする）の枠にとどまらず、多様な家族形態・内容の「家族」を対象とする必要に応じて、様々な家族政策・法改正が実施されている。すなわち、①男女平等、②過去の失敗よりも将来のニーズを優先する考え方、③大人中心から子ども中心へ主たる配慮の対象を移行、④同棲や同性間パートナーシップなど男女間の婚姻以外のカップル形態の浸透、⑤私人間における自発的な取決め（private ordering）による解決の奨励、さらに⑥家族問題の各専門家の関与による多面的な解決、である。

上記①に加えて、両性のみならず人種や性志向などあらゆる異なる属性を持つ人同士に対する平等が推奨され、法制度にも反映されている（2010年平等法（Equality Act 2010）の制定）。②や③に関して、夫婦関係や親子関係の紛争解決においてはまず子の福祉を優先的に考慮すべきであり、関係が破綻した責任を追及するより将来に向けて各人の関係や生活に最適な判断をするという裁判所の姿勢が表れている。さらに⑤及び⑥は、こうした家族間の紛争には法的な「解決（resolve）」が必ずしも適切ではなく、訴訟等の法的な対立を避け代替的な紛争解決や当事者間による対話や折り合い（settlement）をもって問題解決することを推奨する考え方が背景にある。それは家族間の紛争はよりプライバシー性が高く、白黒ははっきりつけられない性質の問題も多いこと、また直接の当事者のみならず問題解決の方法や結果に影響を受ける関係者（例えば子やその他の親族）への配慮が必要という家族問題の性格に起因する。同時に、司法や行政の「省エネ」（諸コスト削減）にも繋がることも理由の一つとされる。

もっとも顕著な傾向として、伝統的かつ固定的な観念にもとづく一面的な法制度から、家族の多様な実態に即した「選択肢がある opt-in」制度に推移した点が挙げられる。すなわち、婚姻＝男女間一对のもの、同性愛行為＝犯罪（1967年まで）、生物学的な要因に依拠する出生時の性＝変更不可、懐胎は男女間の自然妊娠による、子の親は自動的に精子提供の男性（父親）と分娩した女性（母親）、などの従来の固定的な法観念・法的判断を維持することができなくなったことにより、各種法改正や新規立法がなされている。例えば、同性同士の法的な結びつきについては、2004年同性パートナーシップ法（Civil Partnership Act 2004）¹⁰で婚姻とほぼ同様の効果を生じさせる登録制度を設けたのち、異性間と同じく婚姻を認める2013年婚姻（同性カップル）法（Marriage（Same-sex Couples）Act 2013）¹¹が制定された。

¹⁰ 2004年11月18日国王裁可、2005年12月5日から施行。

¹¹ 2013年7月17日国王裁可、2014年3月29日から施行。

(2) 離婚と法手続

(i) 離婚 (divorce) と別離 (separation)

現代のイギリス社会において、親密なパートナー関係にある異性及び同性カップルが同居していてもその関係を法的に登録(婚姻・同性パートナーシップ)しているとは限らず、非同居のパターンも含め、パートナー関係のあり方は多様である。それゆえ、死別を除く関係の解消が全て離婚とは限らず、同棲関係・事実婚の解消としての別居、もともと別居の場合(例えば近くに住んで互いの家を行き来する生活で子がいるケース)の別離、同性パートナーシップ登録の解消、非登録同性パートナー間の別居・別離なども考えられる。

二人の間に子がいる場合には、いずれの関係解消時にも、子をめぐり「親権」行使に関して同様の対応が求められる。すなわち、例えば非婚のまま関係解消して別居となっても双方の親の子に対する責務は変わらず、子の監護養育に関して親同士で対立する場合には、離婚時や離婚後の親と同じく、自身の「親権」行使を認めさせたり相手方の「親権」行使を制限したりする決定について裁判所に申し立てることになる(後記 III. 2 参照)。

以下に述べるように離婚は裁判所の判決で成立するが、離婚とは別に法的別離/別居(judicial separation:「裁判上の別居」「法的分離」とも訳される)の制度があり、これを裁判所に申し立て、法的別離/別居の判決(decree)が得られると、夫婦の同居の義務などが免除される効果が発生する。すなわち、婚姻の解消ではないものの法的に認められた「別離」であり、例えば宗教上の理由から離婚が可能ではない場合などに代替的な措置とされる場合がある。同性パートナーシップ登録の場合は離別決定(separation order)という。

(ii) 離婚法の基本原則

イギリス法のもとでは離婚手続の原則は司法の介入を前提とするものであり、全て裁判所の判決(decree)によって処理されることになっている。大原則として婚姻後1年間は離婚をすることができず、婚姻無効のケースを除き、離婚手続の申立ては婚姻の日から1年後以降に可能となる。ただしこの1年の間に上記の法的別離/別居はいつでも申し立てることができ、離婚を待てない夫婦などが法的別離/別居の判決を得る場合があり、その判決の日から数えて後記の離婚事由の証明要件としての別居期間を計算することが可能である。

離婚判決を得るための離婚事由は「婚姻が修復不可能な程度に破綻していること(the marriage has broken down irretrievably)」(1973年婚姻事件法(Matrimonial Causes Act 1973) s1 (1)、以下同法を「MCA 1973」とする)のみである。この事由を証明するための具体的な要件として次の5つのいずれかの事実(fact)が必要である(MCA 1973 s1 (2)の(a)～(e))。すなわち、①離婚を申し立てられた側(respondent、以下「R」とする)による不貞行為(adultery)の結果、離婚手続申立者(petitioner、以下「P」とする)がRとの共同生活が耐えられなくなった(intolerable)こと、②Rの言動(behaviour)によ

り P が R との共同生活を営むことができないとするに十分なこと、③申立てに至るまでの少なくとも 2 年間継続して R が P を遺棄していたこと、④P と R が 2 年間以上継続して別居しており、R も同意していること、⑤双方が 5 年間以上継続して別居していること（R の同意を必要としない）である。

子は離婚事件の直接の当事者ではないが、両親の離婚や別離で最も被害を受ける者であり、離婚の成立前に子の福祉が考慮されなければならないとされている（MCA 1973 s41）。そのため、離婚及び法的別離／別居の判断を行う際に、裁判所は子ども法（Children Act）が規定する子の福祉に照らして子の監護養育に関する取決めがなされているかを確認しなければならない。具体的には、離婚及び法的別離／別居の申立て時に子がいる場合に提出を求められる所定様式の「子の処遇に関する陳述書（Statement of arrangements for children）」をチェックするが、かかる取決めについては、III. 1 に後記する。

（iii） 離婚手続

離婚は高等裁判所若しくは所定の県裁判所の判決によって成立させることができるが、双方が離婚に合意している場合に法廷での審理を必要とせずに書面のみでの審理で判決を得ることが可能な「特別手続（special procedure）」（子のいない夫婦で 2 年間の別居を経た場合に認められる制度として 1973 年に導入されたが、1977 年以降は当事者間に争いのない全ての離婚事例に適用されることになった）があり、今はこの事実上協議離婚に近い「特別手続」が通常の手続（前項の離婚事由を証明する事実④のケース）とみなされており、離婚件数の大半を占めている。

離婚の判決は、仮判決（decree nisi）と確定判決（decree absolute）の二段階にわたってなされる。双方が離婚に合意する「特別手続」の場合、次のような手続の流れとなる。

①まず、P が所定の様式書類（D8：離婚、法的別離／別居、同性パートナーシップ登録解消用）と付随する必要書類（婚姻証明書の写しや子の処遇に関する陳述書など）を整えて離婚の申立てを行い、受理番号を受け取る。

②R が裁判所から①の申立書類の写し等を受け取り、同封の「関係文書送達の確認書（Acknowledgement of Service）」を記入して裁判所に返送する。

③P が裁判所から②のコピーを受け取り、裁判所に離婚の仮判決（decree nisi）を申し立てる。その際、同申立ての内容を証明かつ補足する所定の陳述書（statement in support of the petition）を提出する。この陳述書は Q&A 方式で、例えば、記載事項が全て真実であること、もし別居期間中に当事者が同居した期間があればそれが離婚事由証明の要件④に反しないこと（その同居期間が通算あるいは継続して 6 ヶ月を超えなければ問題とされない）などを確認する内容となっている。

④裁判所が当事者の意思確認に問題がないこと（R の同意があること、P の翻意がなく申立送達から 7 日が経過していること、R が争う意思表示をしたが不同意の期限とされる申立送達から 28 日を経過していることを確認）を確認し、必要書類・事項について全てチェ

ックした上で、仮判決を出す担当の裁判官に提出する。

⑤P、Rとも、子の処遇に関する取決めを裁判所が確認したという s41 証明書のコピーと仮判決 (decree nisi) がなされる期日の連絡を受け取る。

⑥離婚の仮判決は公開の法廷で読み上げる形でなされるが、特に争いや問題のない場合はP、Rとも出席する必要はない。

⑦裁判官が子の処遇に関する取決めに不十分な点がある場合 (例えば追加情報が必要である等)、裁判所からの指示書がP、R双方に送られる。

⑧⑦を満たした上で、仮判決の写しがそれぞれに送付される。この仮判決の時点では婚姻はまだ解消されない。

⑨仮判決が出されてから6週間後以降、Pが仮判決の通知を確定させる申し立を行う。もしPが6週間後すぐに対応せず同申立てを遅らせる場合には、然るべき理由があるとみなされるため、仮判決から12ヶ月以上経過してから申立てを行う場合にはその遅延についての理由書を添付する必要がある。

⑩特段の問題がないと判断されれば、担当裁判官によって離婚の確定判決 (decree absolute) がなされ、裁判所から確定判決の証明書がP、Rに送付される。婚姻が解消される。

(iv) 法的別離／別居の手続

離婚と異なり、法的別離／別居の判決 (decree) は一段階のみである。法的別離／別居が認められるための要件は離婚事由を証明する事実の五要件と同じであるが、離婚と異なり「修復不可能な程度の破綻」を示す必要はない。双方に争いがいない場合の法的別離／別居の判決は離婚手続と同様の手続を経ることになる。

II. イギリス法における「親権」

1. 「親権」の定義と親権法

(1) 「親権」 = 「親の責務 Parental Responsibility」

イギリス法における「親権」は日本の親権とは異なることに留意する必要がある。「親権」を表す用語として、過去に「親の権利と義務 (parental rights and duties)」(1975年子ども法 (Children Act 1975) s85 (1))、「権力と義務 (powers and duties)」(1980年子どもケア法 (Child Care Act 1980) s10 (2))、「権利と権限 (rights and authority)」(1973年後見法 (Guardianship Act 1973) s1 (1)) が混在していたが、現在は1989年子ども法 (Children Act 1989) により新たに導入された概念の「親の責務 (parental responsibility: 以下「PR」とする)」に統一されている。したがって、イギリス法における「親権」とはすなわち「親の責務 PR」であると理解されている。PRは、従来の子に対す

る親の「権利」から子に対する親の「責任」へと比重を積極的に移行させることを意図して規定されたものである。

(2) 親権法の歴史

かつて「親権」とは、親が子に対する（生活費）扶助、保護と教育の三つの義務を適切に履行するために子に対する「権力 (power)」が付与され、「子をまっとう・従順にしておくために必要なもの (sufficient to keep the child in order and obedience)」と理解されていた¹²。伝統的に夫婦は対等な関係ではなく妻は独立した法的人格を持たずに夫のそれに組み込まれており、父親のみがこの「親の権力」(「親権」)を有していた。また父親と子の関係は婚姻による嫡出推定によるものに限定され、既婚の父親のみが排他的にその嫡出子に対しコモン・ロー上の自然的後見 (natural guardianship) と法的監護 (legal custody) の概念を含む権利を有し (1973 年後見法まで存続する原則)、嫡出でない子は「父のいない子」として未婚の父はもちろん母親も法的に「親権」を持たないとされた。

「親権」に関する制定法は監護法、後見法や子ども法の他、救貧法を含めた諸法に跨っており、次々と改正が重ねられていった。1886 年幼児後見法 (Guardianship of Infants Act 1886) で裁判所に母が監護権を持つことの判断裁量が与えられたが、1925 年幼児後見法 (Guardianship of Infants Act 1925) を待ってようやく子の監護をめぐる紛争において両親が対等な当事者となることができるようになり、母にも死後の後見人を選任する権利が初めて与えられた。ただしこの「対等な」関係は、監護をめぐる紛争があるときのみに限定され、両親が完全に対等な「親権」を有するのは 1973 年後見法の制定による。同法 1 条において婚姻関係にある両親は等しく子の養育 (child's upbringing) に対する責任を負うとされた。

さらに 1975 年子ども法において「親の権利と義務」が明文化され、監護に関し実際に子を物理的な管理下におく状態 (実質監護 (actual custody) 同法 s87) と子に対する諸々多くの親の権利義務 (法的監護 (legal custody) 同法 s86) とに分けられ、養子収養に代わり子と実親との関係を断絶することなく子の養育を行う養護権決定 (custodianship order) が有効な場合にこの養護権者 (custodian) が唯一の法的監護者となるとされた。

その後親子法に関して、子どものケア (公的保護) に関する法 (public law) 及び子どもの監護・後見・保護に関する法 (private law) に対する見直しがそれぞれほぼ同時期に行われ (前者については 1985 年の「*Review of Child Care Law*」¹³、後者については 1985 年～1987 年の四つの「*Review of Child Law*」¹⁴) 1989 年子ども法へと親権法が大きく転

¹² Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* (4th edn, 1770) Book 1, ch 15, section 2., cited in Bainham, A. and Gilmore, S. (2013), *Children - The Modern Law Fourth Edition*, Family Law at 14.

¹³ *Review of child care law: report to ministers of an interdepartmental working party*, Department of Health and Social Security, (1985), H.M.S.O.

¹⁴ Law Commission Working Paper No.91 *Review of Child Law: Guardianship* (1985), <http://www.bailii.org/ew/other/EWLC/1985/c91.pdf> 参照, Law Commission Working Paper No.96 *Review of Child Law: Custody* (1986), <http://www.bailii.org/ew/other/EWLC/1986/c96.pdf> 参照,

換する契機となった(1988年7月に出された最終報告「*Review of Child Law: Guardianship and Custody*」¹⁵において、1989年子ども法の第I部及び第II部に展開される主原則が示されている)。1989年子ども法は、子の監護養育に関する「親権」法制度が集約された基本法となっており、子ども法制定後も、社会的な事件による影響や社会政策をその都度反映させた各種立法による子ども法の旧条文の削除・修正・追加がなされて現在に至る。直近の改正法は、2014年子ども及び家族法(Children and Families Act 2014、以下「CFA 2014」及び「2014年新法」を併用する)である¹⁶。同法により、子ども法8条に規定されているPR行使に関する主要な決定の(子の)居所決定(residence order)と面会交流決定(contact order)が廃され、代わりに「子に関する取決め決定(child arrangement order)」が新設された(CFA 2014 s12)。また、子ども法の子育てにおける家族と行政の協調や子育ては親が第一義的な責任を負う主原則に関連して、子育てには両方の親が関与することが子の福祉にかなうことが強調された(CFA 2014 s11)。

2. 現行の法制度

(1) 1989年子ども法

(i) 基本原則

1989年子ども法(以下「子ども法」とする)は、1989年11月16日に公布(国王裁可)され、1991年10月より施行されている。同法により従来の父親優位の「親権」制度が完全に撤廃されたが、「親の責務PR」(=「親権」)はいかなる場合にも母親(子を分娩した者)に自動的に与えられるため、逆に母親優位の制度となったといえる。

子ども法の主原則は①福祉原則(welfare principle):子の監護養育においては子の福祉を最優先に配慮すること(paramount consideration)、②不介入の原則(no-order principle):紛争解決にあたっては不必要な公的介入(裁判所決定)をせず家族間の私的自治に任せること、③迅速な実務処理の原則(no-delay principle):子の養育や居所に関する問題は迅速な手続や決定がなされることが重要であり、いかなる遅れや猶予(any delay)は子にとって不利な結果になること、の3点に整理することができる。このことは、子どもは家族の許、特に親の許で育つことが第一であるが、常に子の福祉・子の保護を最優先させるため、最良の判断(1条に考慮事項リスト(welfare check list)を列挙)を行い、家族と公的機関と連携して適切な対応をすることが前提となっている。

また、①未婚の父に(母と)共同の責任を持たせること、②子の監護養育に関する私人

Law Commission Working Paper No.100 *Review of Child Law: Care, Supervision and Interim Orders in Custody Proceedings* (1987), <http://www.bailii.org/ew/other/EWLC/1987/c100.pdf> 参照, Law Commission Working Paper No.101 *Review of Child Law: Wards of Court* (1987), <http://www.bailii.org/ew/other/EWLC/1987/c101.pdf> 参照

¹⁵ Law Commission Report No.172 *Review of Child Law: Guardianship and Custody* (1988), https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/229026/0594.pdf 参照。

¹⁶ 2014年3月13日に国王裁可、一部条項(11条)を除き同年4月22日施行。

間の取決めや紛争ケース（private law）と公的機関が関与するケース（public law）の規定が一つの法律に集約されたこと、③子とその家族とその支援を行う地方当局（local authority）とのパートナーシップ関係の強調、などの特色を指摘することができる。

（ii） 親と「親権」者

子ども法は、親であるがゆえに子の監護養育の責任は親に課される原則に立ち、例えば未婚の父に（母と）共同の責任を持たせているが、それは「親であること」が自明であるという前提のもとに立法されたといえる。しかしながら、子の両親が婚姻関係にあるに限らず、また生殖補助医療の発達と利用拡大により、「誰が親か」が必ずしも明確ではない場合、同性同士の親の許に生まれてくる場合など立法時に想定されなかった事態が生じた。その結果、「親権」をめぐる様々な訴訟事件やその後の法改正に繋がっている。

近年のイギリス法における「親」は、血縁親（biological parent）、法的な親（legal parent）、社会的・精神的な親（social/psychological parent）と、親の身分、権利義務、機能や役割などによって分類され、特に社会的親・精神的な親は、子の血縁親のパートナーなど、子と同居し子育てに実質的にかかわる、子にとって「親」として認められる存在とされる。

血縁に基づく法的な母親は、分娩の事実から子を出産した女性であり、常にPRを有する。ただし、子が養子収養された場合や親決定（parental order）がなされた場合は、養親の女性と親決定を得た女性がそれぞれ法的な母親となる。

他方で法的な父親に関しては、遺伝子的な父親（その者の精子によって子をなした場合）が原則とされる一方で、遺伝子的な繋がりの有無と連動しない場合子の血縁親であっても未婚の父親は原則として自動的にPRを有しないなど、親であること＝PRを有するとは限らず、子と血縁関係にある親であることとPRを保持・行使することは分けて考える必要がある。

前記のようにPRは「親権」概念を親の権利から責任へと移行させたものであり、イギリス法における「親権」者とは、基本的には子を養育する責任を負うPRを保持する者と考えられるが、PRを保持しない親も本来的に子に対する責任を負うため、広義には「親権」者といえる。すなわち、日本法にいうところの親権者とは全く異なり、親でなくとも親権者となり得、親であっても親権者とは言い切れない場合がある。

（2） 親の責務 PR

（i） 定義と内容

PRは、子ども法3条1項で「子の親が子と子の財産に関して有する全ての権利、義務、権力、責任及び権限」と包括的な定義がなされている。何がPRであるかを例示していないのは家族のプライバシーへの配慮（各家庭のやり方や方針の尊重）にあるとされ、具体的な中身について規定がなくとも「子の養育（upbringing）」に関する諸々の事項を含むとされる。すなわち、PRは親が子の生活における教育、宗教あるいは医療に関してなど重要な

決定を行う責任を課すものであり、そこには日常生活の大小様々な決定が含まれる（例えば子の婚姻に対する同意や子の旅券発行に対する否認など）¹⁷。

子ども法の対象となる「子」は原則として18歳未満の未成年者である。その他の法における「子」の年齢設定にはばらつきがあり、イギリス法における「子」の適齢は子の成熟度 (maturity) 等によって個別に判断される場合がある。PRとして子に関して決定が必要となる事項は、子の成長や状況によって多様であるため、その子の成熟度や事項によっては子自身の判断や意思が尊重され、PRに該当しないあるいは行使が制限される場合がある（5人の16歳未満の娘を持つ母親が、医師に無断で16歳未満の娘に避妊の処方箋を施すことの違法性を最終審の貴族院まで争った事件で、裁判所は「16歳未満」という事実だけで避妊に関する助言や治療を受けることへの同意能力に欠くとは判断できないとした Gillick 貴族院判決¹⁸参照）。反対に、18歳以上であっても学費など子への経済的な援助に関しPRとする例外規定がある¹⁹。

PRの主たるものとしては、子の日常的な監護養育という観点から、子との同居に関することと子との交流に関することが挙げられる。言い換えれば、PRに関する問題・紛争の多くは子ども法8条に定める子に関する取決め決定（従前の居所決定+交流決定）をめぐってのことである。また、その他のPR行使内容が問題であればその事項に関して特定事項に関する決定 (specific issue order) や禁止措置決定 (prohibited steps order) が用いられる。これらの三つ（従前は四つ）の決定は子に関する主要な決定として「8条決定 (section 8 order)」という。

[表 II - 1] 2011年～2014年上半期・8条決定関係の申立及び処理件数

		交流決定		居所決定		禁止措置決定		特定事項決定	
年	四半期	申立	処理	申立	処理	申立	処理	申立	処理
2011	1	11,293	27,377	9,803	10,004	4,635	4,295	2,277	1,257
2011	2	7,605	26,437	8,014	9,755	4,349	4,410	2,221	1,336
2011	3	9,713	27,104	9,578	10,099	5,134	5,064	2,680	1,750
2011	4	9,814	28,232	8,416	9,465	4,231	4,429	2,036	1,333
2011 合計		38,425	109,150	35,811	39,323	18,349	18,198	9,214	5,676
2012	1	10,635	27,256	8,416	9,632	4,661	4,608	2,467	1,343
2012	2	9,747	26,228	8,555	10,102	4,553	4,582	2,495	1,521
2012	3	10,478	27,278	9,716	9,977	5,142	5,097	3,023	1,799
2012	4	10,096	28,901	8,816	10,178	4,605	4,963	2,134	1,495
2012 合計		40,956	109,663	35,503	39,889	18,961	19,250	10,119	6,158

¹⁷ PRの具体的内容について Lowe, N. and Douglas, G. (2007), *Bromley's Family Law Tenth Edition*, Oxford University Press, p.377 参照。

¹⁸ *Gillick v W Norfolk and Wisbech Area Health Authority* [1986] AC 112, [1986] 1 FLR 229, [1985] UKHL 7.

¹⁹ Children Act 1989, s.105 (1) .同法 Sch.1, para.16

		交流決定		居所決定		禁止措置決定		特定事項決定	
年	四半期	申立	処理	申立	処理	申立	処理	申立	処理
2013	1	10,628	26,619	9,596	9,653	5,212	4,971	2,435	1,345
2013	2	13,338	27,315	9,628	10,124	4,157	4,282	2,570	1,538
2013	3	10,939	28,936	9,133	10,713	4,190	4,399	2,627	1,893
2013	4	8,771	28,674	7,556	10,068	3,716	4,149	1,980	1,362
2013 合計		43,676	111,544	35,913	40,558	17,275	17,801	9,612	6,138
2014	1	8,646	25,681	8,514	9,285	3,997	3,960	2,149	1,390
2014	2	6,356	24,116	6,300	12,816	3,438	3,884	2,154	1,541

※ イギリス全体、各地の県裁判所 county court 若しくは家事事件裁判所 family proceedings court における件数。

※ 出典：司法省「司法統計（四半期）」最新版（2014年11月28日最終更新、2014年度第2期分まで掲載）の「家族法データ」内の CSV_Children's_Act_National_2014_4-6 により作成。Ministry of Justice, Court statistics (quarterly), Family Justice, <https://www.gov.uk/government/statistics/court-statistics-quarterly-april-to-june-2014>

※ 四半期の各数字は、1=1月1日～3月31日、2=4月1日～6月30日、3=7月1日～9月30日、4=10月1日～12月31日である。

※ 「処理」=disposal は決定の（申立て以外の）処理件数を意味し、そのなかには決定がなされたこと、申立ての取下げ、「決定をしない no-order」の決定がなされたこと、決定がなされなかったこと、仮決定などが含まれる。

(ii) PR の保持と取得

PR を保持する者として、子の出生時に両親が婚姻している場合には、両親双方で共同のPRを有し、かつ果たすことになる。また、PRは親以外の者が有することを妨げず、親と同時並行して複数があることができる。すなわち、子の養育はPRを有する実親が第一義的に担当することを原則としながら、実親に限定せず、他の適任者（継親や親のパートナー、祖父母、後見人や地方当局など）が適宜PRを有し、子の実質的な養育にあたるという考え方である。

PRは子の親として自動的に取得する場合、子の親であっても自動的に取得しない場合に裁判所に取得を申請する場合、子の親以外が取得する場合など、主体によってPRの取得方法・条件が異なり、また「親権」の内容によって主体の条件は親、PR保持者、PR保持の親と相違がみられる（後記【資料1】の表参照）。なお、子と同居することで実際に監護養育を行う者とみなされるため、裁判所から居所決定（2014年4月以降は「子に関する取決め決定」）を受けた者はPRを取得する（子ども法 s12）。そのため、PR取得を目的として居所決定を申請する事例がよく見られる。また、私人以外に地方当局もPRを取得・行使することが一つの特色といえる（後記IV参照）。

主体別のPR取得の概要は以下のとおりである。

- ① 子の母親は子を分娩した者であり、PRを自動的に取得する。父親と既婚及び未婚の母親、同性パートナーと同性パートナーシップ登録の母親及び非登録の母親全てが該当する。
- ② 子の母親と既婚の父親はPRを自動的に取得する。
- ③ 子の母親と未婚の父親で、母親と共に子の出生登録をすることで出生証明書の父親欄

にその名が記載された者は PR を自動的に取得する（2003 年 12 月 1 日の法改正以降²⁰。それ以前のケースに遡及効はない）。

④③以外の場合に子の母親と未婚の父親で PR を取得する方法として、1) 子の出生時に父親が特定されずに登録がなされた場合で、母親の同意を得て子の父親として出生証明書に登録する、2) 母親と PR 合意書（Parental Responsibility Agreement）の提出、3) 母親の同意を得られない場合に裁判所に対して PR 決定（Parental Responsibility Order）の申立てを行う、4) 子ども法 8 条の居所に関して子に関する取決め決定の申立てをし、認められた場合に PR を与えられる決定がなされる、の 4 パターンがある。さらに、5) 母親と婚姻する、6) 子の後見人（guardian）として選任される、7) その実子を養子にする、の方法もある。

⑤子の母親と同性パートナーの女性は、1) 母親と同性パートナーシップ登録をしている場合、2)（共に生殖補助医療を受けて子が出生したことで）子のもう一人の親（2008 年ヒトの受精及び胚研究に関する法律 Human Fertilisation and Embryology Act 2008：以下「HFEA 2008」とする）に定める 2 人目の女性親）として出生証明書に登録された場合、3) 母親と PR 合意書を提出した場合、4) 裁判所に PR 決定の申立てをして認められた場合、5) 子ども法 8 条の居所に関する部分で子に関する取決め決定の申立てをして認められた場合、に PR を取得する。

⑥継親（PR を有する親の再婚相手あるいは同性パートナーシップ登録をした相手方）は、1) 子の親との PR 合意書（子のもう一方の実親の同意を必要とするもので、④⑤の PR 合意書とは別様式で継親用のもの）を提出した場合、2) 裁判所に PR 決定の申立てをして認められた場合、に PR を取得する。

⑦養子収養決定を得た養親は子の親となることで PR を取得する。イギリス法においては単身でもカップル（異性間・同性間とも）でも養親になることができる。

⑧後見人（guardian）は子の親の死亡で後見開始となった際に PR を取得する。

⑨特別後見人（special guardian）は特別後見人決定でそれに選任された場合に PR を取得する。

⑩代理出産の事例で裁判所の親決定（Parental Order）により子の親となることで PR を取得する。

（iii） PR の行使と喪失

PR 保持者は原則として単独で PR を行使することができる。もし他の者の PR 行使に対して不服がある場合は、III. 2 以下で後記するように、子ども法 8 条決定の特定事項に関する決定や禁止措置決定等で裁判所に異議申立ができる（参考：前記[表 II - 1] 2011 年～2014 年上半期・8 条決定関係の申立及び処理件数の統計）。PR 単独行使の例外として、次の重要事項に関しては PR 保持者全員による同意あるいは特定事項に関する決定として裁

²⁰ 2002 年養子及び子ども法（Adoption and Children Act 2002）s111 による子ども法改正。

判所の判断を仰ぐ必要があるとされる。すなわち、①子の氏の変更(子ども法 s13(1)(a))、②国外への1ヶ月以上の連れ出し(同 s13(1)(b))、③宗教上の理由に基づく割礼手術(2000年の判決 *Re J (Child's Religious Upbringing and Circumcision)* [2000] 1FLR 571 参照) などである。

PRは子どもへの義務的側面が強く、PR保持者はその譲渡や途中放棄をすることは許されないが、修学旅行時など、学校や保育士などにPRを一時的に委託することができる。こうした一時的な世話人(carer)はPRを取得しないものの「子の福祉を保護し促進するためにあらゆる状況において合理的な行動をとること」が認められ、例えば親に代わって子の面倒を見るベビーシッターは、緊急の医療行為に関してなどについて判断することができる。

PRを保持する者の数に上限はなく、PR保持者は他者のPR取得によって自身のPRを喪失することはない。親であるPR保持者がPRを喪失するのは、①自己の死亡、②子の養子収養決定(養親が子の親となり、実親との法的関係は終了するため)による。したがって、それ以外はPRを保持する他者や裁判所への申立てを許可された子自身による申立てによって、特定のPR保持者に対するPR取消しがなされ得る。また、PR合意書、子の出生証明書の父親欄登録、PR決定等の手段によって、後からPRを取得した未婚の父親、生殖補助医療に同意した生母の同性パートナー(女性)、継親と親の同性パートナーは、裁判所のPR終了決定によってのみPRを喪失する。未婚の父以外の者で居所決定(2014年4月以降の子に関する取決め決定)によってPRを取得したときには、同決定の終了によってPRを自動的に喪失する。

しかし、PRはごくまれな事例においてのみ終了決定がなされている(参考:後記[表II-2] 2011年~2014年上半期・PRの申立及びPRに関する処理件数)。例えば1995年の *Re P (Terminating Parental Responsibility)* 判決([1995] 1 F.L.R. 1048)では、身体に深刻な外傷が見られた赤子が地方当局によって親許から引き離された後で母親と未婚の父親がPR合意書を提出したが、その後の子の怪我は父親の暴行によるものと判明したため、母親がPR合意の終了を申し立て、認められた。

子の未婚の父親に対するPRの取得と喪失をめぐり、母親と既婚の父親と異なる扱いであることに対し、1998年人権法もとの平等に反する差別ではないかという議論が見られた。これに関しては、1995年の欧州人権裁判所の *McMichael* 判決(*McMichael v UK* [1995] 20 EHRR 205)では、既婚と未婚の父親を区別することは、子と子の母親の利益保護に結びつく「称賛すべき(meritorious)」父親であるかを(婚姻の有無によって)確認する手段として正当化できると判断されている(欧州人権裁判所の判断と1998年人権法が一致することが原則であるため、その「差別」が是認されていると考えられる)。

(iv) PRの付与・行使制限について

前記のように、他者によるPRの取得が直接自身に影響することはないが、例えば母親が

未婚の父親への PR の付与に同意しない場合など、特定の他者に対する PR の付与を良しとしない事例はある。このような場合に当該父親は裁判所に PR 決定を申し立てるが、裁判所は同意しない母親の意向を必ずしも考慮するとはいえず、母親ではなくあくまでも「子の最善の利益」に照らした判断をする。その結果、申し立てられた PR 決定のほとんどは認められている（2010 年で 90%²¹）。未婚の父親に PR を与えることは日常的な母親による子の監護養育に不当に介入する権利を与えるのではなく、子の共同監護者として母親に対する管理責任を負わせるという決定と理解され、双方の親が敵対して信頼関係がないことが必ずしも父親への PR 付与を拒否する理由にはならないとされる²²。

PR は保持者による単独行使が基本となるため、通常は他の PR 保持者による PR 行使の制限はない。ただし、特別後見人は、実親を含めた他の PR 保持者に対して排他的に PR の行使をすることができる。特別後見人は、実親が子の PR 行使をすることが不適切な場合に子を公的機関の支援のもとに（例えば子の祖父母など）他の個人が「親代わり」で PR を行使することを主眼とした制度で、「実親に PR を残した形での養親」のような位置づけで捉えられている。親族が選任されることが多く、通常の居所決定に代わり、子に安心と継続的な養育環境を与える仕組みである。しかし、子の監護養育の安定性や長期継続性の点で養親と区別され（養子収養で子と実親との法的関係は終了し、養親が親となる）、子と実親との絆を維持しつつの後見制度であり、特別後見人は「親」ではなく、たとえ長期であっても一時的な監護養育の担当者といえる。したがって、子に安心かつ永続的な家庭（home）を与えることを重視する事例であれば、特別後見人制度ではなく養子収養が望ましいと判断される²³。

[表 II - 2] 2011 年～2014 年上半期・PR の申立及び PR に関する処理件数

年	四半期	私人間事件			公的機関関与事件		
		PR の申立	PR に関する処理	PR 終了申立	PR の申立	PR に関する処理	PR 終了申立
2011	1	1,560	1,625	0	75	222	0
2011	2	1,140	1,276	4	70	231	6
2011	3	1,414	1,288	0	80	320	5
2011	4	1,382	1,055	1	62	318	4
2011 合計		5,496	5,244	5	287	1,091	15
2012	1	1,372	1,115	0	89	310	2
2012	2	1,301	1,120	0	64	342	0
2012	3	1,378	1,089	2	68	287	1

²¹ Herring, J., Probert, R. and Gilmore, S. (2012), *Great Debates - Family Law*, Palgrave Macmillan, at 40.

²² Hershman and McFarlane: *Children Law and Practice*, section A[221], cited in Parental Responsibility, Standard Note: SN/SP/2827, 8 September 2014, House of Commons Library, p.4

²³ Masson, J.M., Bailey-Harris, R., and Probert, R.J. (2008), *Cretney Principles of Family Law Eighth Edition*, Sweet & Maxwell, pp.878-880. Bainham and Gilmore (2013), op. cit. n.12, pp.709-711.

2012	4	1,240	1,076	5	52	329	1
2012 合計		5,291	4,400	7	273	1,268	4
年	四半期	私人間事件			公的機関関与事件		
		PR の 申立	PR に関する 処理	PR 終了申立	PR の 申立	PR に関する 処理	PR 終了申立
2013	1	1,270	1,060	1	98	238	0
2013	2	1,502	1,043	0	55	316	0
2013	3	1,132	1,051	3	64	328	1
2013	4	823	939	4	63	326	1
2013 合計		4,727	4,093	8	280	1,208	2
2014	1	836	867	2	59	261	1
2014	2	492	1,023	3	57	384	7

※ イギリス全体、各地の県裁判所 county court 若しくは家事事件裁判所 family proceedings court における件数。

※ 出典・注記について前記表 II - 1 に同じ。

※ 私人間事件とは子ども法に定める private law 領域の事件（当事者間の紛争等）、公的機関関与事件とは同法第三部以下に定める public law 領域の事件（地方当局が子どもの保護を目的として PR 関係事項に介入する場合など）。

[表 II - 3] 2011 年～2014 年上半期 親決定 (parental order) の申立及び処理件数

年	四半期	私人間事件 親決定申立	私人間事件 親決定の処理	公的機関関与事件 親決定の処理
2011	1	163	29	0
2011	2	138	19	3
2011	3	188	34	0
2011	4	146	35	1
2011 合計		635	117	4
2012	1	195	31	2
2012	2	173	43	0
2012	3	180	43	2
2012	4	156	67	2
2012 合計		704	184	6
2013	1	162	54	2
2013	2	193	32	2
2013	3	167	35	0
2013	4	153	37	0
2013 合計		675	158	4
2014	1	171	54	1
2014	2	131	71	0

※ イギリス全体、各地の県裁判所 county court 若しくは家事事件裁判所 family proceedings court における件数。

※ 出典・注記について前記[表 II - 1]及び[表 II - 2]に同じ。

III. 親の離婚／別離後の「親権」制度

1. 離婚／別離時の取決めと合意

(1) 基本的な考え方

父母が別離あるいは離婚する場合でも、子の監護養育は父母が共同して責任を負うことになっており、2014年新法でさらに「双方いずれの親も別離後も継続して子育てに関与すること」の原則が強調され、新たな規定として盛り込まれた（同法 s11）。父母は子が成人（18歳）になるまで PR をそれぞれ有し、かつ行使する義務を負うので、いわゆる親権者を決める必要はない。

現行の離婚制度の考え方として子は両親の離婚・別離の過程で精神的経済的あるいは社会的に被害を受ける者という前提にある。それゆえ、かかる子の福祉を確保するため、前記のように、父母は離婚（及び法的別離／別居）において共同で PR を行使できない場合に離婚後の子の処遇に関する取決めをし、所定の陳述書（Statement of arrangements for children）を裁判所に提出しなくてはならない（MCA 1973 s41）。子に関する取決めについて、基本的に子の両親が双方の話し合いで自律的に取決めを行うことが求められている。

このとき対象となる「子」は 16 歳未満及び 16 歳の子であるが、16 歳以上であっても、障がいのある子など、特別な配慮を要する場合にはその限りではない。また、子の実親のみが対象となるのではなく、例えば再婚の場合など妻の連れ子に対して PR を有する継父なども子への責任を負う。それゆえ、このような対象となる「子」を「(その時の) 家族の子 (child of the family)」と言い、夫婦の間の子以外に継子や養子を含む（MCA 1973 s52 (1)）。

(2) 取決め事項

上記の陳述書で子が生活する住居の状況（部屋数などを含む）、受ける教育の内容（教育費の負担などを含む）、日常的な子の監護養育の状況（誰が子の面倒を昼間みるかなどを含む）、子の養育費の詳細（裁判所の決定の存否などを含む）、子と非同居親との交流の内容、子の健康状態などについて父母の合意結果を記載することが求められている。以下、子の居所及び子と同居しない親との交流について、養育費についてそれぞれ詳述する。

(i) 同居親と別居親の決定と別居親との交流

従前は子の居所（residence）と子と同居しない親との交流（contact：かつては面会交流とされていたが、現在はメールやビデオ等を含め様々な交流手段や方法があることから交流とする）について、子ども法 8 条 1 項にそれぞれ居所決定・交流決定と別の裁判所決定として規定されていたが、2014 年新法による改正で「子に関する取決め決定」に一本化された。

PR を有する両親が離別後もそれぞれ PR を行使する建前であるが、現実の日常生活における子の監護養育については一方の親が子の同居親として担当することになる。そのため、子と同居する親と子と同居しない親（「別居親」）を決め、後者の親と子が離別後にどのくらいの頻度でどのような内容の交流をどこで行うかについて決めることになる。

子の居所に関する決定（子に関する取決め決定に含まれる）を有する者は、他の PR 保持者による同意がない場合でも 1 ヶ月未満の期間であれば子どもを国外に連れ出すことについて認められる（子ども法 s13 (2)）。他方、居所に関する決定がなされている場合で、その決定を有しない者（親）が子を国外に連れ出す場合は、他の PR 保持者からの書面による同意若しくは裁判所の許可を得る必要がある（子ども法 s13 (1)）。なお、居所に関する決定を出す際に、裁判所は毎時の申請を省略する命令を追加することができる。このような措置は、例えば子の非同居親が海外に居住している場合に、毎度の同意や許可の手続を省くことで子が非同居の親元を定期的に訪ねやすくする配慮といえる²⁴。

子ども法及び子の養育に関する政策の理念は、子が両親によって養育されることを第一としていることから、両親が別居する場合にも裁判所の共同居所決定（shared residence order）によって、子がそれぞれの親と「同居」することを制度的に可能にしている（子ども法 s11 (4)）。その際、当事者親間でそれぞれの家での「同居」期間や内容を自由に決めることができる。

(ii) 養育費 (maintenance)

子どもの生活費 (child support) に関する事項や財産管理に関する事項は、それぞれ複雑かつ複数の法律に規定されており、養育費に関しては 1991 年子ども扶養法 (Child Support Act 1991: 以下「CSA 1991」とする) に規定がある。同法は、いずれの親もその子の扶養責任義務を負うという子ども法的前提から、子の別居親（多くの場合は父親）に必要な養育費を定期的かつ確実に支払わせる目的で制定された (CSA 1991 s1 で親の養育費支払い義務について明記)。それまで裁判所が管轄していた養育費の履行をめぐる問題は、1993 年に雇用年金局 (Department for Work and Pension) のもとに新設された子ども扶養庁 (Child Support Agency; 以下「CSA」とする) が担当するようになった。CSA は、両親の婚姻関係の可無を問わず両親が別居している場合に、16 歳未満の子と 19 歳未満で全日制の教育を受けている子（裁判所において決定がなされる継子を除く）に対して養育費の決定をすることができることとされた。CSA はその後制度的な瑕疵などの批判を受け、養育費支払い履行強制機構 (Child Maintenance Enforcement Commission: CMEC) が養育費に関する事項を総合的に担当する機関として 2008 年に新設されたものの、養育費をめぐる状況は改善されず、2011 年末までに CMEC を雇用年金局の中に吸収した形で解消されることになった。CSA 及び CMEC で担当していた子の養育費をめぐる問題については 2012 年 12 月に新設された子の養育費サービス (Child Maintenance Service: 以下「CMS」とする) 制

²⁴ Duffield, N., Kempton, J. and Sabine, C. (2013), *Family Law and Practice 2013*, College of Law Publishing, at 183.

度に全て移行され、一本化された。

養育費支払いの取決め方法は、第一に推奨されるところの自主取決め（家族取決め family-based arrangement）と CMS を利用して支払額の決定や支払い方法を取り決める法定取決め（statutory arrangements）がある。

養育費支払いに関する各種情報や相談案内を提供する「養育費支払いオプション（Child Maintenance Option、以下「CMO」とする）」という雇用年金局の養育費グループ（CMS とは分離している）によるウェブサイトが開設されている²⁵。そこには、例えば当事者間で金額や支払い方法などを自由に取り決める自主取決めを選択する場合などで、金額の目安を知りたい時に収入などを入力して当事者の事情に相応しい養育費の算定をすることができる「養育費計算機（Child maintenance calculator）」も用意されており、当事者間の自主的な取決めを促そうとする取組みが見られる。

当事者間で養育費支払いに争いがない場合でも、法定取決めを選択することは可能であるが、同サービスの利用にあたって養育費問題申立費用（£20：同居親が負担）、養育費回収費用（養育費の20%：別居親が負担）及び養育費支払い費用（4%：同居親が負担）が必要となる（後者の二つの費用に関しては、親同士が直接やりとりを行う場合には発生しない）。CMS サービスでこうした費用の新規導入をした背景には、双方の親が協同して子の養育費に関する取決めをすることを促進する意味があると政府は説明している。

さらに、裁判所による養育費の支払いの合意決定（Consent Order）を利用することも可能であり、自主取決めと異なり、この決定がなされると双方の合意内容の履行に関して法的な拘束力が発生する。合意決定を用いる場合は当事者が直接ではなく互いのソリシタ（事務弁護士）を通して取決め合意を形成する必要がある。そのため CMO のウェブサイトでは、ソリシタ委任費用や裁判所費用など高額になり得ることと、この場合に法律扶助の利用は必ずしも認められないであろうことが示唆されている。

（3） DV 等事例における手続

婚姻中、離婚／別離後に子の監護養育をめぐる申立てをする際に家庭内暴力（domestic violence：以下「DV」とする）、児童虐待（child abuse）の実態がある場合あるいはそのおそれがある場合には、通常の申立てとは別途手段等が考慮されている。

まず8条決定の申立書類（様式 C100）など裁判所決定の申立書類において、DV 等事例であるかどうかのチェック項目が用意されている。また、DV 等の危険から、子の住所等を記載したくない場合は空欄でも可とし、そのかわり別紙様式の部外秘連絡先事項（confidential contact details：様式 C8）を提出するなどの書面作成段階のケアがある。特に、両親やパートナー間の DV による子どもへの危害や子ども自身への虐待のおそれや過去にそのような事実があった場合などについての情報を補足する書類（危害や DV のおそれに関する補足情報 Allegations of harm and domestic violence：様式 C1）を決定の申請書

²⁵ <http://www.cmoptions.org/>

類と併せて提出することになる。

後記のように、2014年新法の改正で、裁判所手続を申し立てる前に裁判外紛争処理手続を促すためのメディエーションに関する打ち合わせ (MIAMs) に出席することが義務づけられたが、DV事例の場合にはこれは該当しない。また、DVの場合は、他の家事事件と異なり裁判所手続の際に法律扶助を受ける対象となり得る (2012年法律扶助並びに犯罪者の量刑及び刑罰に関する法 Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012:通称 LASPO²⁶、附則1第1編パラグラフ11及び12参照)。

(4) 手続と裁判所の判断

離婚や法的別離／別居の申立手続に際し、所定様式の書類作成や添付書類の準備など、当事者が自力で行うのではなくソリシタの助言を得たり委託したりする 경우가ほとんどである。そのため、子の処遇に関する陳述書についても専門家による法的なチェックを受けていると考えられる。

裁判所は取決めの内容が子の福祉に反すると判断した場合には、離婚を認めない権限を有する (MCA 1973 s41 (2))。例えば、裁判所が提出された内容に対して子ども法に基づく何らかの決定を考慮する必要があると判断した場合は、その決定がなされるまでは離婚の確定判決を出さないことになる。ただし、実際にはそのようなケースは例外的であり、ほとんどない²⁷。

2. 当事者間で合意がなされない場合／他のPR保持者に異議がある場合の対応

(1) 基本的な考え方

離婚や法的別離／別居手続において父母が子の監護養育に関して合意に達しない場合や、非婚・非同居親間などでPRの有無や不履行を含めたPR行使内容に異議がある場合などに、裁判所に各種の決定 (order) を申し立てることができる。後者の場合で子の両親に加え同時にPRを保持している他者も同様の措置をとることができ、さらにPRを有しない子の父親 (や母親と同性のパートナーでHFEA 2008 s43に基づく子の「もう一人の親」) は居所に関する決定を申し立てて認められることによってPR自体を取得することが可能である

(子ども法 s12(1)及び(1A))。また、このような裁判所への申立てをすることができる者には、決定内容によって、当然に申立資格を有する者 (例えばPRを有しない子の父親が8条決定を申し立てる場合) と申立て自体の許可を得る必要がある者 (例えばPR取消しを求める場合の子) とがある。

²⁶ 法テラス総務部調査研究室専門員・池永知樹弁護士は「法律扶助改革法」と訳している。池永知樹「緊縮財政下のイギリス法律扶助の変容と持続性を追求する他国の取組—2013年 International Legal Aid Group 国際会議を踏まえて—」総合法律支援論叢 (3) 69-96頁(2013)。

(<http://www.houterasu.or.jp/cont/100546189.pdf>) 参照。

²⁷ Masson et. al (2008), op. cit. n.23, p289.

裁判所は決定の申立てがなされれば、子ども法の基本原則「子の最善の福祉を」の確保するためチェックリスト（子ども法 s1 (3)）に沿って判断することになるが、近年の裁判所利用を回避しメディエーション（「調停」：ただし、日本の調停と同義ではない）や他の裁判外紛争処理の代替手段で自主的な解決を推奨する傾向にあり、2014年新法によって裁判所への申立てをする前に「家事事件に関するメディエーション制度の事前情報提供及び利用の判断打ち合わせ（Family Mediation Information Assessment Meetings: MIAMs）を経ることが必須要件となった（CFA 2014 s10 (1)）。これは、裁判所への申立てではなくメディエーションなどの手段を実際に利用させるための導入手続といえる。メディエーションについての情報を提供しつつ、当事者が自身の問題について整理をし、いかなる問題解決方法が適切かを考えさせる機会を設けるもので、「短時間で終了する」という説明がなされている（MIAMsの実務手引き Practice Direction 3A - Family Mediation Information and Assessment Meetings（MIAMs）参照²⁸）。

（２） 子の居所及び交流に関する事項

当事者は子がどちらの親と同居するかの合意が得られない場合には、子ども法 8 条決定の子に関する取決め決定（かつての居所決定及び交流決定）を裁判所に申し立てて決定することになる。この決定により、親以外の者を含めて子が誰と同居するか、また誰と同居させないかを定めることができる。

子の居所に関する決定が（誰に対しても）なされていない時は、子の両親はそれぞれ交流決定の申立ては、交流を実現する目的だけでなく、例えば虐待の加害親など特定の者と子どもとの交流を阻止するために使われることがある。しかし、子の非同居親である母親の同棲相手による子どもへの虐待があった事例では、裁判所は母と子の面会交流を制限する交流決定を出すのは子の保護の観点から不十分であるとし、代わりに、当該決定手続の当事者ではなく何の通知もなされていなかったこの同棲相手に対し、子への虐待を阻止する内容の禁止措置決定を出している（*Re H (Prohibited Steps Order)* [1995] 1 FLR 638）。

なお、裁判所は、（特に親との）交流決定を判断する際に特定の「推定」はなく、個別のケースに鑑み、あくまでも子の利益にかなうことの福祉原則に照らして、ケースバイケースで考慮されるものとしている。例えば、性的虐待を含めて過去に虐待や不適切な行為があったという事実だけで子と直接の面会交流を否定する、という当然の帰結や一般原則はないという立場で、「DVがある場合の交流決定」という固定的な考え方はないとする²⁹。

交流決定で確定した内容を子の同居親が履行しない場合に、裁判所は履行の強制をすることができる（子ども法 s34）。しかし、不履行の親に対して罰金を科したり収監したりすることによる子への悪影響が考慮され、現実には収監などは控えられている。最終的な手段として、裁判所は交流決定に従わない親から非同居親に子どもの居所を移す判断をする

²⁸ 司法省ウェブサイト

http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/family/practice_directions/pd_part_03a

²⁹ Herring, J. et. al (2012), op. cit. n.21., pp.92-96

ことができる。交流決定の履行強制をより効果的にするために、2008年12月8日から施行の2006年子ども及び養子法（Children and Adoption Act 2006）により子ども法11条～11P条が新設された。裁判所は、①交流状況のモニタリングを担当事務官に命じたり、②当事者に対する警告の通知（warning notice）をしたり、③強制執行決定（Enforcement orders）を出したりすることなどが可能となった。

（3） 養育費

子の養育費をめぐる問題がある場合には、上記のCMSの法定取決めサービスの利用をすることになる。また、CMSのサービスの利用は法的な拘束力を持つため、履行の強制を伴う。その結果、CMSは取決め内容が履行されない場合に、当事者の所有物や身の回りの品々を売却したり、支払いの滞納を負債として登録したり、裁判所を通して支払いを拒否している者の運転免許証の没収や収監などを可能とする権限を有する。

（4） その他の事項

個別具体的な問題に対応するために必要なPRが果たされない場合には、禁止措置決定を申し立てることができる。ただし、これは子に関する取決め決定と重複することができず、子に関する取決め決定によって実現できる事項は、裁判所はその他の8条決定を出すことができないとされている（子ども法 s9 (5)）。逆に、居所に関する決定が出されていない場合に子を国外に連れ出すことを阻止するために禁止措置決定を用いることは可能である。また、禁止措置決定は親だけでなく親以外の者に対しても出すことができるので、子と同居する祖父母が本法域から子を連れ出すことを阻止するために使うこともできる。

PRのその他個別な事項（例えば、子が通学する学校の決定についてや、子が不妊や割礼など特定の手術を受けることについて）に関して、PR保持者間で異議があるような場合には、特定事項に関する決定を申し立てることができる。特定の事柄とは、例えば、子がいずれの学校に通学するか、この決定は、親以外に地方当局（公的機関）も用いることが可能であり、特に、子の人工妊娠中絶手術や生命の維持にかかる医療行為などに関して（例えば両親が宗教上の理由から子が必要とする輸血を拒否した場合など）医師やその他関係者なども申し立てることができる³⁰。

3. 離別後の両親による「共同の親業行使 shared parenting」³¹

（1） 基本的な考え方と推移

離別後も子の親に変わりはなく、子ども法で実親による子育て関与・責任が強調されていることから、離別後の両親も共同して子に対する監護養育を行う＝「共同の親業行使」

³⁰ 保健省通達 Ministry of Health circular F/P9/1B, April 14, 1967.ただし、裁判所へ決定申立がなされることが一般的である。Re R (A Minor) (Blood Transfusion) [1993] 2FLR 757 参照。

³¹ 前掲注 30) 83-89 頁参照。

は基本的な前提とされる。ただし、双方の子に対する関与・責任の度合について法はなんら具体的に言及しておらず、また、裁判所も当事者間による話し合いの取決めや解決を推奨し、あえて裁判所の決定（介入）をしない原則（no-order principle）をとってきた。

これに対して、特に子と別居している側の方からは「共同」の内容は50/50であるべきという考え方が見られ、この見解に立つ当事者親から特に子の居所決定（複数の者に付与することが可能）に関し、双方の親に与えられる（＝シェアされる）場合の共同居所決定がなされた場合には、子と同居する期間などの内容を等しくすることが求められた。

しかし裁判所は、「同割合」で子との同居を分担する（＝子が両親の間を行ったり来たりする）ことは多くの場合に子の利益にならないと判断してきた。また、同居の割合が少ない父親が母親に対して子との同居期間を増やすことを求めた裁判では、子との実質的なかわり、関与の内容や度合いを考慮して父親の主張を認める判断もしている（*Re P (Shared Residence Order)* [2006] 2 FLR 347）。

近年徐々にこの共同居所決定に関して、子と過ごす時間を均等に配分する方向で、同居を求める側の主張を認める傾向にある。しかしながら、家族法/法社会学者の Trinder 教授が指摘するように³²「両親が子とかわる時間の長さ（量）ではなく、その時間をどう使うか（質）の問題」であるとして、50/50の議論は全面的には受け入れられてこなかった。また「均等 equal」の親業行使を前提とし、裁判官が子の利益に照らして親の50/50若しくは実質的で相当量の具体的な時間配分を命じることができるとした法改正（2006年共同PRに関する家族法（Family Law (Shared Parental Responsibility) Act 2006）による）を行ったオーストラリアの政策が必ずしも「成功」しておらず、むしろ子に弊害をもたらす結果となったこと教訓として、今回の家族法改正にあたり「共同の親業行使」を50/50と明文化することは意図的に行われなかった（今回の法改正の基となった2011年のDavid Norgrove委員長率いる家族法改正検討委員会の最終報告書³³）。

（２） 新法による改正と残された課題

前記のように、2014年新法の11条で、子育てには常に両方の親が関与することが子の福祉にかなうことがさらに強調され「共同の親業行使」の前提が盛り込まれた。それにより、子ども法の1条に2A項、2B項が新設され、当該親による「子とのかわり（involvement）」がその子にとってさらなる福祉に繋がることをも考慮して裁判所は判断することなどの規定が設けられた。

離別後の両親が共同・協力して問題の解決をという政策方が立法化されたことになるが、その背景にはイギリス政府の財政難がある。特に、2013年4月から家事事件紛争への法律

³² Trinder, L. (2010), "Shared Residence: A Review of Recent Research Evidence", *Child and Family Law Quarterly* 22 (4), at 475 and 488.

³³ Department of Education and Ministry of Justice, Family Justice Review - Final Report, 3 November 2011, at paragraph 4.23, p.138.

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/181133/FJR-2011.pdf

扶助が大幅にカットされ（上記 LASPO 改正法の施行による）、実質的にメディエーションや代替的紛争処理を利用せざるを得ない制度となった。しかし、メディエーション利用者数が伸びず、各種メディエーションの質や内容に差があり、法律専門家（実務家や家族法研究者）の間で現行のメディエーションの活用には否定的な見解がみられる³⁴。

また以前から、離別時や離別後の両親が果たしてそのように共同・協力して問題解決にあたり取り決め合意を形成したりし得るかについて、双方の合意で取り決めることを困難としている当事者が多いにもかかわらず 10%の当事者しか裁判所に申し立てるなどの関与を求めているという実態が指摘されている³⁵。それゆえ、問題を抱えていても裁判所を利用しない当事者が圧倒的に多いのであれば、今回の裁判所利用の回避と当事者間の自律解決を推奨する制度は、当事者間の関係性（「力」関係を含め）や個別の事情、離別に至るプロセスなどに鑑みて現実的なものであるのか、いかに機能するのかが問われ、今後どのような制度運用の実務が見られるか着目されている。

4. 子の連れ去り

（1） 子の転居と国内の連れ去り

国内で子を奪取された側の親が子を連れ戻すことを求める場合は（将来の奪取の阻止も含めた）禁止措置決定ではなく居所決定を申し立てる（この点についても居所決定が子どもに関する取決め決定に統合された改正により変更）。子がイギリス法域以外の国内（スコットランドや北アイルランド）に連れ去られた場合も 8 条決定の対象となり、それぞれの地にある裁判所によって決定の強制執行をすることができる。ただし、あらかじめ連れ去り先の該当する裁判所において 8 条決定が既になされていることが条件となっている。

（2） 国外への連れ去りとハーグ条約

他方で子が不当に国外に連れ去られた場合（子の親や PR を有する者が他の PR 保持者全員の同意や裁判所の許可なく連れ去った場合等）は、1984 年子どもの拉致に関する法（Child Abduction Act 1984）で刑事犯罪として処理されることになる。ただし、子の奪取が刑法犯と認められても直ちに子を国内に連れ戻すことにはならず、1985 年子どもの拉致及び監護に関する法（Child Abduction and Custody Act 1985）によって 1980 年国際的な子の奪取に関するハーグ条約が英国内で適用されることになり、子が同条約締結国に連れ去られた場合に子を国内に連れ戻すことが可能となる。1985 年子どもの拉致及び監護に関する法は、監護決定の承認及び執行に関する欧州条約（European Convention on

³⁴ 実務家の立場から家事事件のメディエーション活用の現況と問題点の指摘したものとして、Somers, A. Family Mediation – Boom or Bust?, Family Law Week Articles, <http://www.familylawweek.co.uk/site.aspx?i=ed136933> 参照。

³⁵ Fehlberg, B., Smyth, B., Maclean, M. and Roberts, C. (2011), *Caring for children after parental separation: would legislation for shared parenting time help children?*, Family Policy Briefing 7, University of Oxford, Department of Social Policy and Intervention, at 2.

Recognition and Enforcement of Custody Decisions) の効力を認めたので、これにより加盟国に連れ去られた子どもを連れ戻すための決定を得ることが可能となる。ただし、管轄裁判所において子の最善の利益に照らして望ましいと判断された場合には子どもを戻さないという決定もあり得る。

子の国外への連れ去りは増加傾向にあるとされ、連れ去り事件の約 70% は母親によるものであり、通常はその子の主たる監護者である場合が多い。2003 年と 2008 年の調査を比較すると、ハーグ条約に基づく申立件数は全体的に 44% 増加しており、その内子の返還申立ては 45% 増、子とのアクセスを求める申立ては 40% 増となっている³⁶。

IV. その他：「親権」行使に関する公的機関の関与

子の監護養育においては行政と家族が協同・連携するという理念に基づき、親が PR を含め子の養育責任を果たせない時に、行政・司法の公的機関が子の保護と家族への支援を提供する公法手続規定が置かれ、子の保護に関して公的機関（地方当局）が負うべき責務が規定されている（子ども法第三部）。子の監護養育に責任ある者が不適切であるとか虐待等の理由で子の保護が必要な場合にその子は「保護を必要とする子 child in needs」として、公的機関が子の保護及び福祉を確保するために PR 行使に関与することになる。地方当局は「保護が必要な子 children in need」を発見した場合、子の保護を図るために適切な生活の場や養育が提供される措置をとらなくてはならない。「保護が必要な子」とはすなわち、公的機関の介入がないと適切な発育や健康維持ができない、あるいはそのおそれがあることを意味し、具体的には遺棄・放任を含めた親による虐待など、子の心身に対して害を及ぼすような状況がある場合や子が心身の障がいをもつため特別な事情が生じた場合を言う。

（本稿では主として子の監護養育に関する私人間事件 private law case に重点を置いたため、公的機関が関与する事件 public law case の詳述は省略した。）

<参考文献>

- Bainham, A. and Gilmore, S. (2013), *Children - The Modern Law Fourth Edition*, Family Law
- Duffield, N., Kempton, J. and Sabine, C. (2013), *Family Law and Practice 2013*, College of Law Publishing
- Herring, J., Probert, R. and Gilmore, S. (2012), *Great Debates - Family Law*, Palgrave Macmillan
- Lowe, N. and Douglas, G. (2007), *Bromley's Family Law Tenth Edition*, Oxford University Press
- Maclean, M., ed. (2007), *Parenting after Partnering - Containing Conflict after Separation*, Hart Publishing
- Masson, J.M., Bailey-Harris, R., and Probert, R.J. (2008), *Cretney Principles of Family Law Eighth Edition*, Sweet & Maxwell

³⁶ Lowe, N.V., *A Statistical Analysis of Applications Made in 2008 Under the Hague Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction* (Hague Conference on Private International Law, 2011), Bainham and Gilmore, op. cit. n12, p. 261 footnote 2 参照。

【資料 1】 子の親及び親以外の者による「親の責務 PR」取得

	PR 取得・保持の主体		親子関係*2	PR 取得方法 (条文*1)
1	母 (分娩した者)		法的親	自動取得 (省略)
2	母と既婚の父 (子の出生時)		法的親	自動取得 (s2 (1))
3	母と未婚の父	子と血縁あり・母の同意あり	法的親	母と共に出生届、出生証明書「父親欄」記載による (s2 (2), s4 (1) (a))
			法的親	PR 合意書*3 による (s2 (2), s4 (1) (a))
4	母と未婚の父	子と血縁あり・母の同意なし	法的親	裁判所への PR 決定申立て*4 による (s2 (2), s4 (1) (c))
5		子と血縁なし・公認 ART*5 (HFEA 2008 s36, 37)	法的親	母と共に出生届、出生証明書「父親欄」記載による (s2 (2), s4 (1) (a))
6	母の同性パートナー	母と同性パートナーシップ登録・公認 ART*5 (HFEA 2008 s42)	法的親	自動取得 (s2 (1A))
7		未登録パートナー・公認 ART*5 (HFEA 2008 s43, 44) ・母の同意あり	法的親	「もう一人の親」出生登録による (s2 (2A) (b), s4ZA (a))
			(社会的親)	PR 合意書*3 による (s2 (2A) (b), s4ZA (b))
8	母の同意なし	(社会的親)	裁判所に PR 決定申立て*4 による (s2 (2A) (b), s4ZA (c))	
9	継親・親の同性パートナー		(社会的親)	PR 保持者全員の同意 (s4A (1) (a)) 若しくは裁判所への PR 決定申立て*4 による (s4A (1) (b))
10	養親		法的親	養親候補として子と同居した時 (ACA 2002 s25 (3)) ・養子収養決定 (ACA 2002 s46 (1))
11	親決定により親となった者		法的親	親決定により自動取得
12	後見人	第三者	—	母の死去+母による後見人指名による (s5 (3), (6))
13		父	法的親	母の死去+母による後見人指名若しくは裁判所への後見人任命の申立てによる (s5 (1), (3), (6))
14	特別後見人		—	裁判所の特別後見人決定による (s14C (1) (a))
15	地方当局		—	ケア決定 (s33 (3) (a)) ・養子あっせん決定による (ACA 2002 s25 (2))
16	居所決定取得者		親・親以外	居所決定による (s12)

*1 本欄の条文はことわりのない限り 1989 年子ども法を指す。また、他の ACA2002 及び HFEA2008 はそれぞれ養子収養及び子ども法 (Adoption and Children Act 2002)、ヒトの受精及び胚研究に関する法律 (Human Fertilisation and Embryology Act 2008) を指す。

*2 ここにいう法的親とは 1991 年子ども扶養法上にある「親」（子の養育費を負担する責任義務を負う者）を含む。PR 合意書は双方の親が共同 PR を有することに合意し、所定の様式の種類を治安判事 Justice of the Peace、治安判事補佐官若しくは県裁判所事務官（ソリシタ不可）のいずれかを証人として作成することを要する。

*3 PR 合意書は双方の親が共同 PR を有することに合意し、所定の様式の種類を治安判事 Justice of the Peace、治安判事補佐官若しくは県裁判所事務官（ソリシタ不可）のいずれかを証人として作成することを要する。

*4 裁判所へ PR 決定を申し立てるために所定の様式

*5 公認 ART とはイギリス国内で認可を受けた所定のクリニックで第三者による精子提供により、子の母とそのパートナーが共同で（互いに同意のもと）生殖補助医療を受けた場合を言う。したがって、子の PR 取得に母の同意ありを意味する。

【資料 2】親であることと PR 保持の必要・十分条件別にみた「親権」行使内容

条件	親	親若しくは PR 保持	親かつ PR 保持	PR 保持 (単独行使可)
「親権」行使内	扶養義務 CSA s54	8 条決定の申立て s10 (4), s12 (2) ・公的ケア下にある子との面会交 s34 (1) (a), s12 (2) ・子が適切かつ十分な教育を受けさせること Education Act 1996 s7, s576	養子収養への同意 s12 (3), Adoption Act 1976 s16, s72 ・後見人の指名 s5 (3), s12 (3)	旅券発行の拒否・18 歳未満の子の婚姻同意 Marriage Act 1949 s3 (1A) (a) (b) ・ケア決定の解除申立て s39 (1) (a)
親	○	○	×	×
親 + PR	○	○	○	○
非親	×	×	×	×
非親 + PR	×	○	×	○

※ Eekelaar, J. (2001), “Rethinking Parental Responsibility”, *Family Law*, at 426-430 参照